

公立大学法人滋賀県立大学地域ひと・モノ・未来情報研究センター規程

令和 2 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域ひと・モノ・未来情報研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、情報通信技術の手法を活用した教育（副専攻を含む。以下「高度情報教育」という。）および研究を通じて、地域課題の解決および地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 高度情報教育の企画立案に関すること
- (2) 高度情報教育の教育課程の編成および実施に関すること
- (3) 高度情報教育の効果検証等に関すること
- (4) 情報通信技術の研究に関すること
- (5) その他センターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第 4 条 センター長は、研究を所掌する理事の推薦に基づき、理事長が任命する。

- 2 センター長の推薦に基づき、理事長の了承を得てセンターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターに専任教員を置く。
- 4 センター長は、理事長の了承を得てセンターの運営に必要と認めた者を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条関係）